

第五次環境基本計画の概要

2018年4月
環 境 省



第五次環境基本計画の全体構成

環境基本計画について

- 環境基本計画とは、環境基本法第15条に基づき、**環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱等**を定めるもの。
- 計画は**約6年ごとに見直し**（第四次計画は平成24年4月に閣議決定）。
- 平成29年2月に環境大臣から**計画見直しの諮問**を受け、中央環境審議会における審議を経て、平成30年4月9日に**答申**。
- 答申を踏まえ、平成30年4月17日に**第五次環境基本計画を閣議決定**。

第1部 環境・経済・社会の状況と環境政策の展開の方向

- 現状と課題認識（我が国が抱える課題は相互に関連・複雑化。SDGs、パリ協定などの国際的な潮流）。
- 今後の環境政策の展開の基本的考え方（イノベーションの創出、経済・社会的課題との同時解決）。

第2部 環境政策の具体的な展開

- 分野横断的な**6つの「重点戦略」**（経済、国土、地域、暮らし、技術、国際）を設定。
 ※重点戦略の展開にあたっては、**パートナーシップ**（あらゆる関係者との連携）を重視。
 ※各地域が自立・分散型の社会を形成し、地域資源等を補完し支え合う**「地域循環共生圏」**の創造を目指す。
- 環境リスク管理等の環境保全の取組は、**「重点戦略を支える環境政策」**として揺るぎなく着実に推進。

第3部 計画の効果的実施

- 国及び各主体による取組の推進、計画の点検・指標の活用、計画の見直しについて記載。
- 「重点戦略」に係る点検は、優良事例のヒアリングを中心に実施。

第4部 環境保全施策の体系

- 環境保全施策の全体像を体系的に記載。

我が国が抱える環境・経済・社会の課題



持続可能な社会に向けた国際的な潮流

- 2015年9月 「持続可能な開発のための2030アジェンダ」採択
※ 複数の課題の統合的解決を目指すSDGsを含む。
- 2015年12月 「パリ協定」採択
※ 2℃目標達成のため、21世紀後半には温室効果ガス排出の実質ゼロを目指す。

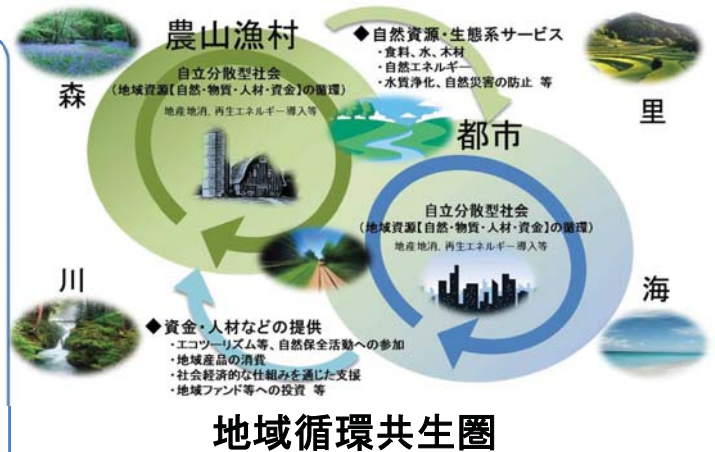


新たな文明社会を目指し、大きく考え方を転換(パラダイムシフト)していくことが必要。

第五次環境基本計画の基本的方向性

目指すべき社会の姿

1. 「**地域循環共生圏**」の創造。
2. 「**世界の範となる日本**」の確立。
 - ※ ① **公害を克服**した歴史
 - ② **優れた環境技術**
 - ③ 「もったいない」など**循環**の精神や自然と**共生**する伝統を有する我が国だからこそできることがある。
3. これらを通じた、持続可能な循環共生型の社会（「**環境・生命文明社会**」）の実現。



本計画のアプローチ

1. SDGs の考え方も活用し、**環境・経済・社会の統合的向上を具体化**。
 - 環境政策を契機に、あらゆる観点から**イノベーション**を創出
→ 経済、地域、国際などに関する諸課題の**同時解決**を図る。
→ 将来にわたって質の高い生活をもたらす「**新たな成長**」につなげていく。
2. **地域資源を持続可能な形で最大限活用**し、経済・社会活動をも向上。
 - 地方部の維持・発展にもフォーカス → **環境で地方を元気に！**
3. より幅広い**関係者と連携**。
 - 幅広い関係者との**パートナーシップ**を充実・強化

第五次環境基本計画における施策の展開

- 分野横断的な**6つの重点戦略を設定**。
→ **パートナーシップ**の下、環境・経済・社会の**統合的向上を具体化**。
→ 経済社会システム、ライフスタイル、技術等あらゆる観点から**イノベーションを創出**。

6つの重点戦略

① 持続可能な生産と消費を実現する グリーンな**経済システム**の構築

- ESG 投資、グリーンボンド等の普及・拡大
- 税制全体のグリーン化の推進
- サーバサイジング、シェアリング・エコノミー
- 再エネ水素、水素サプライチェーン
- 都市鉱山の活用 等



② **国土**のストックとしての価値の向上

- 気候変動への適応も含めた強靱な社会づくり
- 生態系を活用した防災・減災 (Eco-DRR)
- 森林環境税の活用も含めた森林整備・保全
- コンパクトシティ・小さな拠点+再エネ・省エネ
- マイクロプラを含めた海洋ごみ対策 等



③ 地域資源を活用した持続可能な**地域づくり**

- 地域における「人づくり」
- 地域における環境金融の拡大
- 地域資源・エネルギーを活かした収支改善
- 国立公園を軸とした地方創生
- 都市も関与した森・里・川・海の保全再生・利用
- 都市と農山漁村の共生・対流 等



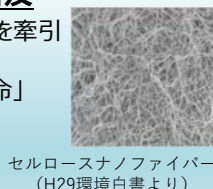
④ 健康で心豊かな**暮らし**の実現

- 持続可能な消費行動への転換 (倫理的消費、COOL CHOICEなど)
- 食品ロスの削減、廃棄物の適正処理の推進
- 低炭素で健康な住まいの普及
- テレワークなど働き方改革+CO2・資源の削減
- 地方移住・二地域居住の推進+森・里・川・海の管理
- 良好な生活環境の保全 等



⑤ 持続可能性を支える**技術**の開発・普及

- 福島イノベーション・コースト構想→脱炭素化を牽引 (再エネ由来水素、浮体式洋上風力等)
- 自動運転、ドローン等の活用による「物流革命」
- バイオマス由来の 化成品創出 (セルロースナノファイバー等)
- AI等の活用による生産最適化 等



⑥ **国際貢献**による我が国のリーダーシップの発揮と **戦略的パートナーシップ**の構築

- 環境インフラの輸出
- 適応プラットフォームを通じた適応支援
- 温室効果ガス観測技術衛星「いぶき」シリーズ
- 「課題解決先進国」として海外における「持続可能な社会」の構築支援 等



重点戦略を支える環境政策

環境政策の根幹となる環境保全の取組は、揺るぎなく着実に推進

○気候変動対策

パリ協定を踏まえ、地球温暖化対策計画に掲げられた各種施策等を実施
長期大幅削減に向けた火力発電（石炭火力等）を含む電力部門の低炭素化を推進
気候変動の影響への適応計画に掲げられた各種施策を実施



フロンガス回収
(環境省HPより)

○循環型社会の形成

循環型社会形成推進基本計画に掲げられた各種施策を実施



廃棄物分別作業
(環境省HPより)

○生物多様性の確保・自然共生

生物多様性国家戦略2012-2020に掲げられた各種施策を実施



絶滅危惧種
(イタセンバラ)

○環境リスクの管理

水・大気・土壌の環境保全、化学物質管理、環境保健対策



水環境保全
(環境省HPより)

○基盤となる施策

環境影響評価、環境研究・技術開発、環境教育・環境学習、環境情報 等



環境教育
(環境省HPより)

○東日本大震災からの復興・創生及び今後の大規模災害発災時の対応

中間貯蔵施設の整備等、帰還困難区域における特定復興再生拠点の整備、
放射線に係る住民の健康管理・健康不安対策、資源循環を通じた被災地の復興、
災害廃棄物の処理、被災地の環境保全対策等 等



中間貯蔵施設
土壌貯蔵施設

(参考資料)
重点戦略の概要

重点戦略①：持続可能な生産と消費を実現する グリーンな経済システムの構築

- 持続可能な生産と消費のパターンを確保するため、経済社会システムのイノベーションを実現し、**資源生産性**や**炭素生産性**の向上を目指す。
- **再生可能エネルギー**や**省エネルギー**は、地球温暖化対策の柱であると同時に、エネルギー安全保障や産業競争力の強化にも寄与。
- **金融・税制**を活用して経済システムのグリーン化を進めていく。



燃料電池自動車と水素ステーション
(九州大学HPより)

(1) 企業戦略における 環境ビジネスの拡大・環境配慮の主流化

- 環境ビジネスの拡大
 - ・環境ビジネスの市場規模の把握、優良事例の水平展開
- バリューチェーン全体での環境経営の促進
 - ・企業別中長期削減目標の策定、バリューチェーン排出量の算定・削減の取組の促進、環境マネジメントシステムの導入促進
- サービサイジング、シェアリング・エコノミー
 - ・新たなビジネス形態の低炭素化、省資源への貢献の見える化
- グリーン購入・環境配慮契約
- グリーン製品・サービス・環境インフラの輸出促進
 - ・二国間政策対話、地域内フォーラム等の活用 等



サイクルポート (環境省HPより)

(2) 国内資源の最大限の活用による 国際収支の改善・産業競争力の強化

- 徹底した省エネルギーの推進
 - ・温対法の地方公共団体実行計画、省エネ法
- 再生可能エネルギーの最大限の導入
 - ・送電網の広域運用、自立分散型の再生可能エネルギー導入
- 水素利用の拡大
 - ・定置用燃料電池、燃料電池自動車の技術開発・普及促進、CO₂フリー水素の技術開発・実証
- バイオマス利活用
 - ・木質バイオマスやバイオガスの活用による発電・熱利用の拡大
- 循環資源の利活用、都市鉱山
 - ・小型家電リサイクルの推進

(3) 金融を通じたグリーンな経済システムの構築

- ESG投資の普及・拡大
 - ・環境情報に基づく投資家と企業の対話を活性化するプラットフォームの整備等
- グリーンプロジェクトへの投融資の促進
 - ・低炭素化プロジェクトへの支援、グリーンボンドの発行・投資支援

(4) グリーンな経済システムの基盤となる税制

- 税制全体のグリーン化の推進



風力発電 (環境省HPより)

8

重点戦略②：国土のストックとしての価値の向上

- 環境に配慮するとともに、経済・社会的な課題にも対応するような国土づくりを行う。
- 都市のコンパクト化やストックの適切な維持管理・有効活用による持続可能で魅力あるまちづくりを推進する。
- 自然環境が有する多様な機能を有効に活用した防災・減災力の強化等、**環境インフラやグリーンインフラ**等を活用し、**強靱性（レジリエンス）**を向上させる。

(1) 自然との共生を軸とした国土の多様性の維持

- 自然資本の維持・充実・活用
 - ・ストックとしての自然資本の持続可能な利用の推進、環境に配慮するとともに経済・社会的な課題にも対応する国土利用の推進
- 森林環境税の活用も含めた森林の整備・保全
 - ・多様で健全な森林づくり
- 生態系ネットワークの構築
- 海洋ごみ対策等の海洋環境の保全
- 健全な水循環の維持又は回復
- 人口減少下における土地の適切な管理と自然環境を保全・再生・活用する国土利用
- 侵略的外来生物への対策



里地里山の保全再生

(2) 持続可能で魅力あるまちづくり・地域づくり

- コンパクトで身近な自然のある都市空間の実現
 - ・コンパクトシティの形成
- 「小さな拠点」の形成
 - ・「集落生活圏」の維持、地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入支援
- 交通網の維持・活用等
 - ・複数の公共交通機関の事業者間の連携、自転車の利用促進
- ストックの適切な維持管理・有効活用
 - ・既存のインフラにおける長寿命化、防災機能の向上、省エネルギー化の推進等のストックの価値向上



富山ライトレール
(環境省HPより)

(3) 環境インフラやグリーンインフラ等を活用したレジリエンスの向上

- グリーンインフラやEco-DRRの推進
 - ・生態系を活用した防災・減災
- 気候変動の影響への適応の推進
 - ・農業や防災など、各分野における適応の推進 等



湿地再生による洪水緩和 (環境省HPより)

- 平時から事故・災害時まで一貫した安全の確保
 - ・廃棄物処理システムの強化、国土強化と低炭素化で整合的な取組を推進

9

- **地域資源の質を向上**させ、地域における自然資本、人工資本、人的資本を持続可能な形で最大限活用する。
- **循環資源や再生可能資源の活用**により地域循環共生圏の主要な部分の形成に貢献する。

(1) 地域のエネルギー・バイオマス資源の最大限の活用

○地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入

- ・地域のエネルギー収支の改善、災害時のレジリエンスの向上

○地域新電力の推進

○営農型太陽光発電の推進

○未利用系バイオマス資源を活用した地域づくり

- ・木質バイオマス資源を自立分散型エネルギーとして活用

○廃棄物系バイオマスの活用をはじめとした地域における資源循環

- ・リユース、リサイクルなどの循環資源、再生可能資源を地域で循環利用



ソーラーシェアリング
(環境省HPより)

(2) 地域の自然資源・観光資源の最大限の活用

○国立公園等を軸とした地方創生

- ・世界水準の「ナショナルパーク」としてブランド化
地域経済の活性化と自然環境保全の好循環の創出

○エコツーリズムなど各種ツーリズムの推進

- ・地域固有の自然資源などを活かした持続的な地域づくりの推進、グリーンツーリズムやブルーツーリズム等の取組の推進

○自然に育まれた多様な文化的資源の活用

- ・地域の自然に根ざした風土、地域固有の多様な歴史や文化の継承・活用

○環境保全や持続可能性に着目した地域産業の付加価値向上

- ・自然資本を活用した6次産業化の促進

○抜本的な鳥獣捕獲強化対策

- ・捕獲従事者の育成・確保、獣種の特性に応じた捕獲対策の推進



阿寒摩周国立公園
(環境省HPより)

(3) 都市と農山漁村の共生・対流と広域的なネットワークづくり

○森・里・川・海をつなぎ、支える取組

- ・森・里・川・海の地域資源の持続的な活用

○都市と農山漁村の共生・対流

- ・都市と農山漁村の相互貢献による共生

○人づくりによる地域づくり

- ・多様なステークホルダーとの連携を図りながら、持続可能な地域づくりを担う人づくりを行う

○地域における環境金融の拡大

- ・地域金融機関等における環境金融に係る理解の促進



自然体験行事の様子
(環境省HPより)

10

- **ライフスタイルのイノベーション**を創出し、環境にやさしく、健康で質の高いライフスタイル・ワークスタイルへの転換を図る。
- **森・里・川・海などの**自然の価値を再認識し、人と自然、人と人のつながりを再構築する。
- 人々の健康と心豊かな暮らしを脅かす**環境リスク**を評価し、予防的取組を推進する。

(1) 環境にやさしく健康で質の高い生活への転換

○持続可能なライフスタイルと消費への転換

- ・人・社会・環境に配慮した消費行動の促進 等

○食品ロスの削減

- ・食品ロス削減に関する目標の設定、食品ロスの発生量の把握等の推進 等

○低炭素で健康な住まい

- ・ZEHの普及の推進、高齢者向け住宅等の高断熱・高気密化の推進 等

○徒歩・自転車移動等による健康寿命の延伸

- ・温室効果ガスの削減、健康増進や混雑緩和への貢献 等

○テレワークなど働き方改革等の推進

- ・通勤交通に伴うCO2排出や紙の使用量の削減、環境面における効果の「見える化」 等



ゼロ・エネルギーハウス
(環境省HPより)

(2) 森・里・川・海とつながるライフスタイルの変革

○自然体験活動、農山漁村体験等の推進

- ・自然体験のための社会的なシステムを構築 等

○森・里・川・海の管理に貢献する地方移住、二地域居住等の促進

- ・二地域生活・二地域居住や地方移住に必要な一元的な情報提供や相談支援の充実の推進 等

○新たな木材需要の創出及び消費者等の理解の醸成の推進

- ・CLTなど木材の利用拡大、「木づかい運動」や「木育」の推進 等



「つなげよう、支えよう森里川海アンバサダー」任命式 (環境省HPより)

(3) 安全・安心な暮らしの基盤となる良好な生活環境の保全

○健全で豊かな水環境の維持・回復

- ・生物の生息・生育環境の評価、維持・回復 等

○国内外の総合的な対策等

○廃棄物の適正処理の推進

- ・廃棄物処理施設の高度化、広域化・集約化、長寿命化排出事業者責任の徹底、高齢化社会対応 等

○化学物質のライフサイクル全体での包括的管理

- ・化学物質の適正な利用の推進 等

○マイクロプラスチックを含む海洋ごみ対策の推進

- ・実態把握調査、回収処理・発生抑制対策、国際連携の推進 等

○ヒートアイランド対策

11

重点戦略⑤：持続可能性を支える技術の開発・普及

- 我が国の課題の解決にも資する**環境技術の開発・普及**を推進。
- 人工知能等のICTも活用しつつ、**Society 5.0の実現**を目指す。
- 課題解決先進国として、優れた環境技術で**世界の環境問題の改善にも貢献**。

(1) 持続可能な社会の実現を支える**最先端技術開発**

○エネルギー利用の効率化とエネルギーの安定的な確保

- ・省エネ技術（窒化ガリウムデバイス等）
- ・再エネの高効率・低コスト化
- ・福島イノベーション・コースト構想・脱炭素化を牽引（再エネ由来水素、浮体式洋上風力等）

○気候変動への対応

- ・二酸化炭素を分離・固定化・有効利用する技術等の温室効果ガスの抜本削減に資する技術

○資源の安定的な確保と循環的な利用

- ・省資源化技術、より安全な代替素材技術

○AI、IoT等のICTの活用

- ・AIなどの活用による生産最適化

○新たな技術の活用による「物流革命」等

- ・自動運転、ドローンの活用による物流全体の低炭素化



エネルギー消費を大幅に削減できる窒化ガリウムデバイス（環境省HPより）



二酸化炭素分離回収施設（環境省HPより）

(2) 生物・自然の摂理を応用する技術の開発

○バイオマスからの高付加価値な化成品の生産

- ・セルロースナノファイバー、バイオマスプラスチック等バイオマス由来の化成品創出

○革新的なバイオ技術の強化・活用

- ・ICTとの融合により潜在的な生物機能を最大限活用

○自然の摂理により近い技術の活用

- ・生物の優れた機能等を模倣する技術（バイオミメティクス）等を活用した低環境負荷技術

○生物多様性の保全・回復

- ・生態系サービス等の持続可能な管理・利用技術

○生態系を活用した防災・減災等

- ・工法、維持管理手法、機能評価手法の確立



潮害防備保安林（沖縄県石垣市）（環境省HPより）

(3) 技術の早期の**社会実装の推進**

○標準化推進や規制の合理化等による普及・展開の加速

- ・技術を社会実装し、普及・展開を加速するため、標準化推進や規制の合理化等を政府一丸となって推進

○技術の評価・実証に関する支援等

重点戦略⑥：国際貢献による我が国のリーダーシップの発揮と戦略的パートナーシップの構築

- **国際的なルール作り**への積極的関与・貢献と、**途上国**における持続可能な社会の構築を支援。
- 国内で実現した**地域循環共生圏のモデル**をパッケージとして**世界に展開**し、**持続可能な地域づくりに貢献**する。

(1) 国際的なルール作りへの**積極的関与・貢献**

○国際的なルール作りの議論への積極的関与

- ・国際交渉に積極参加
- ・我が国の強みを活かせるルールの構築を目指し、国際的な合意形成に貢献

○国際的なルールの基盤となる科学的知見の充実・積極的提供

- ・IPCC、IPBES等に対するインプット・支援、温室効果ガス観測技術衛星「いぶき」シリーズによる継続的な観測体制の確立を通じた科学的知見の充実・積極的提供



温室効果ガス観測技術衛星2号「GOSAT-2」（JAXA HPより）

(2) 海外における**持続可能な社会の構築支援**

○我が国の優れたインフラの輸出

- ・JCM等の活用による環境インフラの輸出



JCM合同委員会の開催（環境省HPより）

○途上国の緩和策の支援

- ・制度・技術・資金のパッケージ化を通じて基盤整備を行う

○途上国における適応支援、我が国の優良事例の国際展開

- ・「SATOYAMAイニシアティブ」の推進



「SATOYAMAイニシアティブ国際パートナーシップ」発足式典（環境省HPより）

○途上国における制度構築・能力開発支援、意識啓発

- ・途上国と協働してイノベーションを創出

環境基本計画 (抜粋)

平成30年4月17日

第2部 環境政策の具体的な展開

第3章 重点戦略を支える環境政策の展開

4. 環境リスクの管理

(2) 化学物質管理

有害化学物質の管理については、国民の健康や環境を守るという視点に立ち、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」（昭和48年法律第117号。以下「化学物質審査規制法」という。）、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（平成11年法律第86号。以下「化学物質排出把握管理促進法」という。）等関連法令の着実な実施を含め、包括的な化学物質対策を実施する。とりわけ、以下の事項に重点的に取り組む。

① 化学物質のライフサイクル全体のリスクの最小化に向けた取組の推進

WSSDで示された「2020年までに化学物質が人の健康と環境にもたらす著しい悪影響を最小化する」という目標の達成を目指しSAICMの国内実施計画（2012年9月SAICM関係省庁連絡会議）に基づいた化学物質管理に取り組む。具体的には、①化学物質審査規制法に基づき化学物質のリスク評価を行い、著しいリスクがあるものを第二種特定化学物質に指定する。②化学物質の有害性評価について、定量的構造活性相関（QSAR）の開発などにより、より幅広く有害性を評価することができるよう取り組む。③ばく露評価について、化学物質のライフサイクル全体からの環境への排出を把握するための手法の開発や、PRTTR制度や各種モニタリング等を踏まえた手法の高度化を推進する。④これらを踏まえて、製造から廃棄に至るまでの化学物質のライフサイクル全体のリスクの削減を行う。特にリスクが高い物質については、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成11年法律第105号）等に基づき、排出規制等を引き続き行うことにより、リスク管理を推進する。また、SAICMの2020年以降の枠組みに対応した国内実施計画の見直しを行うとともに、その進捗状況を点検し、点検結果を各種の施策に反映する。

② 化学物質に関する調査研究等の推進

化学物質対策に関する行政の取組は科学的な知見に立脚して行うことが求められているため、この知見の集積のための取組として、特にリスク評価の効率化・高度化や未解明の問題の調査研究等の一層の推進を図り、環境リスクの詳細な把握とその低減につなげる。特に、地方公共団体の環境研究所も含めた研究機関等における化学物質対策に関する環境研究を推進するとともに、各種モニタリング等の環境に係る調査の着実かつ効率的な実施並びに蓄積された調査データの体系的な整理及び管理を推進する。

③化学物質の管理やリスクの理解促進と対話の推進

化学物質によるリスクについて、関係者（国、地方公共団体、市民、NGO、産業界、専門家）が対話を通じて正確な情報を共有しつつ意思疎通を図ることによりパートナーシップを発展させる。また、化学品の分類及び表示に関する世界調和システム（GHS）のラベルや安全データシート（SDS）等の活用を通じた、事業者間及び事業者と消費者間の情報共有の促進や、環境リスクに関する学校や事業者等における理解を促進する。

④子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）

環境中の化学物質が子どもの心身の健康に与える環境要因を明らかにすることにより適切なリスク管理体制を構築し、安全・安心な子育て環境の実現につなげることを目的として、10万組の親子を対象とした大規模かつ長期のコホート調査で、妊娠中の胎児期から子どもが13歳になるまで追跡する。

⑤農薬の生態影響評価の改善

農薬については、国民の生活環境の保全に寄与する観点から、従来の水産動植物への急性影響に関するリスク評価に加え、新たに長期ばく露による影響や水産動植物以外の生物を対象としたリスク評価手法を確立し、農薬登録制度における生態影響評価の改善を図る。

○取組推進に向けた指標

取組の推進に当たっては、以下の指標に基づいて進捗状況の評価を行う。

（環境中の残留状況に係る指標）

- ・環境基準、目標値、指針値が設定されている有害物質については、その達成状況
- ・各種の環境調査・モニタリングの実施状況（調査物質数、地点数、媒体数）
- ・POPs等、長期間継続してモニタリングを実施している物質については、濃度の増減傾向の指標化を今後検討する（例：濃度が減少傾向にある物質数）

（環境への排出状況に係る指標）

- ・PRT制度の対象物質の排出量及び移動量

（リスク評価に係る指標）

- ・化学物質審査規制法に基づくスクリーニング評価及びリスク評価の実施状況
- ・農薬登録制度における新たな生態影響評価の実施状況

第4部 環境保全施策の体系

第1章 環境問題の各分野に係る施策

6. 包括的な化学物質対策に関する取組

(1) 化学物質のリスク評価の推進及びライフサイクル全体のリスクの削減

化学物質のライフサイクル全体を通じた環境リスクの最小化を目指すため、その国際戦略であるSAICMに基づき、また、その目標達成のための国内戦略であるSAICM国内実施計画等を踏まえ、以下の取組を実施する。

化学物質関連施策を講じる上で必要となる各種環境調査・モニタリング等について、各施策の課題、分析法等の調査技術の向上を踏まえ、適宜、調査手法への反映や集積した調査結果の体系的整理等を図りながら、引き続き着実に実施する。

化学物質審査規制法に基づき化学物質のリスク評価を行い、著しいリスクがあるものを第二種特定化学物質に指定する。その結果に基づき、所要の措置を講じる等同法に基づく措置を適切に行う。

リスク評価をより効率的に進めるため、化学物質の有害性評価について、QSARの開発などにより、より幅広く有害性を評価することができるよう取り組む。また、化学物質の製造から廃棄までのライフサイクル全体のリスク評価手法、海域におけるリスク評価手法、トキシコゲノミクス等の新たな手法の検討を行う。

農薬については、リスク評価により、水産動植物の被害防止や水質汚濁に係る農薬登録保留基準の設定を順次進める。さらに、従来の水産動植物への急性影響に関するリスク評価に加え、新たに長期ばく露による影響や水産動植物以外の生物を対象としたリスク評価手法を確立し、農薬登録制度における生態影響評価の改善を図る。

環境中に存在する医薬品等については、環境中の生物に及ぼす影響に着目して環境調査及び環境リスク評価を進める。

ものの燃焼や化学物質の環境中での分解等に伴い非意図的に生成される物質、環境への排出経路や人へのばく露経路が明らかでない物質等については、人の健康や環境への影響が懸念される物質群の絞り込みを行い、文献情報、モニタリング結果等を用いた初期的なリスク評価を実施する。

また、リスク評価の結果に基づき、ライフサイクルの各段階でのリスク管理方法について整合を確保し、必要に応じてそれらの見直しを検討する。特に、リサイクル及び廃棄段階において、循環型社会形成推進基本計画を踏まえ、資源循環と化学物質管理の両立、拡大生産者責任の徹底、製品製造段階からの環境配慮設計及び廃棄物データシート(WDS)の普及等による適切な情報伝達の更なる推進を図る。

化学物質排出把握管理促進法に基づくPRTTR制度及びSDS制度については、最新の科学的知見や国内外の動向を踏まえた見直し及び適切な運用を通じて、化学物質の排出に係る事業者の自主的管理の改善及び環境保全上の支障の未然防止を図る。加えて、

P R T R制度により得られる排出・移動量等のデータを、正確性や信頼性を確保しながら引き続き公表すること等により、リスク評価等への活用を進める。

また、大気汚染防止法に基づく有害大気汚染物質対策並びに水質汚濁防止法に基づく排水規制及び地下水汚染対策等を引き続き適切に実施し、排出削減を図るとともに、新たな情報の収集に努め、必要に応じて更なる対策について検討する。特に、有害大気汚染物質については、P O P sなどの新たな化学物質も含め、健康影響、大気中濃度、発生源、抑制技術等に係る知見を引き続き収集し、科学的知見やモニタリング結果等に基づき、環境目標値の設定・再評価や健康被害の未然防止に効果的な対策のあり方について検討する。非意図的に生成されるダイオキシン類については、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく対策を引き続き適切に推進する。事故等に関し、有害物質の排出・流出等により環境汚染等が生じないように、有害物質に関する情報共有や、排出・流出時の監視・拡散防止等を的確に行うための各種施策を推進する。

汚染された土壌等の負の遺産については、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」（平成 13 年法律第 65 号）、土壌汚染対策法等により適正な処理等の対応を進める。

事業者による有害化学物質の使用・排出抑制やより安全な代替物質への転換等のグリーン・サステナブルケミストリーと呼ばれる取組を促進するため、代替製品・技術に係る研究開発の推進等の取組を講じる。

(2)化学物質に関する未解明の問題への対応

科学的に不確実であることをもって対策を遅らせる理由とはせず、科学的知見の充足に努めながら予防的取組方法の考え方に立って、以下をはじめとする未解明の問題について対策を講じていく。

胎児期から小児期にかけての化学物質ばく露が子どもの健康に与える影響を解明するために、全国で 10 万組の親子を対象とした大規模かつ長期の出生コホート調査（エコチル調査）を着実に実施する。

本調査は、2010 年度より全国で 10 万組の親子を対象とした大規模かつ長期の出生コホート調査である。母体血や臍帯血、母乳等の生体試料を採取保存・分析するとともに、子どもが 13 歳に達するまで全参加者に半年ごとに行う質問票調査や、5,000 人の参加者に対して行う、精神発達調査や環境調査等の、より詳細な調査によるフォローアップを行うこととしている。得られた成果については、化学物質の適正な管理に関する施策に活用することにより、安全・安心な子育て環境の構築に役立てていく。

化学物質の内分泌かく乱作用について、評価手法の確立と評価の実施を加速化し、その結果を踏まえリスク管理に係る所要の措置を講ずる。また、経済協力開発機構（OECD）等の取組に参加しつつ、新たな評価手法等の開発検討を進め、併せて国民への情報提供を実施する。

複数の化学物質が同時に人や環境に作用する場合の複合影響や、化学物質が個体群、生態系又は生物多様性に与える影響について、国際的な動向を参照しつつ、科学的知見の集積、機構の解明、評価方法の検討・開発等に取り組む。その成果を踏まえ、可能な

ものについてリスク評価を順次進める。

急速に実用化が進み環境リスクが懸念されるナノ材料について、OECD等の取組に積極的に参加しつつ、その環境リスクに関する知見の集積を図るとともに、環境中挙動の把握やリスク評価手法の確立を進めることで、状況の早期把握に努める。

(3) 化学物質に関するリスクコミュニケーションの推進

国民、事業者、行政等の関係者が化学物質のリスクと便益に係る正確な情報を共有しつつ意思疎通を図る。具体的には、「化学物質と環境に関する政策対話」等を通じたパートナーシップ、あらゆる主体への人材育成及び環境教育、化学物質と環境リスクに関する理解力の向上に向けた各主体の取組及び主体間連携等を推進する。

GHSに係る国内外の動向を踏まえ、消費者への情報提供を含め、ライフサイクル全体を通じたサプライチェーンにおける化学物質含有情報等の伝達の枠組み整備や中小企業支援等に取り組む。

(4) 化学物質に関する国際協力・国際協調の推進

我が国の包括的な化学物質管理に係る実施計画であるSAICM国内実施計画に沿って、SAICMに資するような国際的な観点に立った化学物質管理に取り組む。また、進捗状況を適時に点検し取組の一層の促進を図る。さらに、現在のSAICM終了後の2020年以降の枠組みに関する国際的な議論を積極的にリードし次期枠組みの採択に貢献するとともに、次期枠組みに基づく包括的な化学物質管理に係る取組を推進する。

水銀に関する水俣条約に関して、国内では「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」（平成27年法律第42号）に基づき条約の規定を上回る措置を講じるとともに、途上国支援等を通じて条約の実施に貢献する。

POPs関係では、条約に基づき国内実施計画を更新する他、条約の有効性評価に資するモニタリング結果等必要な情報を確実に収集する。また、国内の優れた技術・経験の伝承と積上げを図りつつ、国際的な技術支援等に貢献する。

OECD等の国際的な枠組みの下、試験・評価手法の開発・国際調和、データの共有等を進める。子どもの健康への化学物質の影響の解明に係る国際協力を推進する。

アジア地域においては、化学物質による環境汚染や健康被害の防止を図るため、モニタリングネットワークや日中韓化学物質管理政策対話、化学物質対策能力向上促進講習等の様々な枠組みにより、我が国の経験と技術を踏まえた積極的な情報発信、国際共同作業、技術支援等を行い、化学物質の適正管理の推進、そのための制度・手法の調和及び協力体制の構築を進める。